

2. 施工仕様 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。																																																																	
項目	特記事項																																																																
1. 既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。 (1) 地中埋設管路 1) 項目 ●埋設配管 ・構造物 ●その他 () 2) 調査範囲 ・埋設ルート ・その他 () (2) 真通及びはり 1) 項目 ・鉄筋 ・配管 ・その他 () 2) 調査範囲 ・施工部分 ・その他 () (3) 既設との取合い 1) 項目 ・接続箇所 ・増設箇所 ・その他 () 2) 調査範囲 ・施工部分 ・その他 ()																																																																
2. 施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。																																																																
3. 耐震施工	(1) 想定される地震に対応するものとする。 (2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。																																																																
4. 耐震基準	(1) 適用 耐震措置の計算及び施工方法は、次の事項以外は最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び関係規程」(建設大臣官庁官庁庁舎部建築)及び「建築設備耐震設計・施工指針」(国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修)による。 (2) 設計用水平地震力 機器の重量(kg)に、設計用水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平地震度は次のとおり。 設計用標準水平地震度(Ks)																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階の最上及び塔屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>水櫃類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水櫃類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1階及び地下階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>水櫃類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	機器種別	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設				重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階の最上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水櫃類	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水櫃類	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水櫃類	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			耐震安全性の分類																																																													
		特定の施設		一般の施設																																																													
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																												
上層階の最上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																												
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																												
	水櫃類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																												
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																												
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																												
	水櫃類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																												
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																												
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																												
	水櫃類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																												
	(3) 重要機器は次のものとする。 配電室、自家発電設備、交流無停電電源装置、直流電源装置、交換機、火災報知受信機、中央監視設備、情報通信ラック、() (4) 上層階の定義は次のようにする。 2～6階建の場合は最上階 7～9階建の場合は上層2階 10～12階建の場合は上層3階 (5) 重量が100kg以下の軽量な機器(標準仕様書の運用を受けるものは除く)については、取付下地を入念に施工し、地震震害の発生を防止する方法で取付けを行うこと。 (6) 地域係数は1.0とする。																																																																
5. はつり	既設のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用すること。																																																																
6. インサート	インサートの取付けに使用した釘等は除去し、錆止め塗装を行う。																																																																
7. あと施工アンカー	(1) 種類 ・ 接着系アンカー(・ カプセル方式 ・ 注入方式) ・ 金属系アンカー(・ 打込み方式 ・ 締付け方式) ・ その他のアンカー類 () (2) 性能及び施工確認 ・ 行う ・ 行わない																																																																
8. 基礎の配線ピット	基礎に配線ピットを設ける場合、ピットの寸法はふさがるケーブル径の最大のもの曲げ半径、条数、将来増設の作業性、事故時の対応、排水等を考慮する。																																																																
9. 防火区画等の真通	防火区画等の真通部は、関係法令に適合したもので、貫通部に適合した方法で、防火処理を行う。																																																																
10. 管路等の外壁真通	外壁を真通する管路等は、屋内に水が浸入しないよう防水処理を施す。																																																																
11. 引込部の耐震措置	建物への配管引き込み部の耐震措置 ・ 行う ・ 行わない																																																																
12. 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。																																																																
13. 露出配管	(1) 屋根外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2) 附属品は、ねじ込み形を使用する。 (3) 壁面配管で人が容易に触れおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。 (4) 連絡部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (5) 監督員の指示がある場合は、上記に依らずその指示に従う。																																																																
14. 屋上の露出配管等	屋上の露出配管は、防水層を傷つけないようふさがる。																																																																
15. 合成樹脂管	(1) 合成樹脂管の管端には、フッシングを取り付ける。 (2) 原則として屋外の露出には使用しない。(PF管)																																																																
16. 金属製電線管等の塗装	(1) 露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1) 屋外、屋内(電気室、機械室、EPS、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。 2) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に明示がある場合はその形による。 3) 道交、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。) 4) 支柱貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。 (2) 塗装はエポキシプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて割合ペイント2塗りとする。ただし、指定箇所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色噴付塗装とする。																																																																
17. 屋外ボックスへの配管接続	屋外で露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。																																																																
18. 予備配管等	(1) 埋込部分電線からの上り予備配管は、予備回路が4回路以下は(PF22)を1本、5回路以上は(PF22)を2本を施工する。 スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。 また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。 (2) 防火装置、自動火災報知受信機、MDF、警報機器の間に移移のための空配管を行う。																																																																
19. 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管等には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を挿入する。																																																																
20. 予備スリーブ	梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。 なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。																																																																
21. ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。																																																																
22. 軽量間仕切のボックス	軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により壁面に固定する。																																																																

23. プルボックス	(1) 屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの(一辺が600mm以上のもの)は、製作図を提出すること。 (2) 屋形プルボックスと露出配管等の接続は、カップリング溶接等による。ただし、既設プルボックスに接続する場合は防水パテ等シーリングを行う。 (3) 屋形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。
24. ボルト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないものは、ステンレス ・ 溶融亜鉛メッキ仕上げ
25. 環境に配慮した電線採用	電線、ケーブル及び通信線はEM(エコマテリアル)ケーブルを使用すること。
26. ケーブル及び配線	(1) 表示 下記の箇所等、ケーブル等に行き先等表示札(ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名を表示。)を取り付ける。 ① ケーブルがスラブを貫通する部分 ② ケーブル分岐部分 ③ 電気室内のケーブル引出し部分 ④ 分電盤、突設機、端子盤、据上アンプ及び防災盤等の引込み部分 ⑤ 屋内の直轄部分は、30mごと ⑥ プルボックス内 ⑦ 屋外の共同溝等の直轄部分は、50mごと ⑧ 屋外の地中管より建物内への引込み部分 ⑨ マンホール及びハンドホールごと (2) ケーブル余長 1) 地中埋設の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込み箇所数 ・ 2箇所 ・ 4箇所 ・ () 箇所 2) 架空型の場合、電柱上でケーブル余長を見込み箇所数 ・ 2箇所 ・ 4箇所 ・ () 箇所
27. 開口部布設のケーブル保護	貫通穴等の開口部にケーブルを通す場合には、ケーブル保護を防止するためのシール材を充填するなどのケーブル保護を行うこと。
28. 高圧ケーブル結束処理	高圧ケーブルの端末処理部、直轄接続部等に処置者銘板(屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。)を取り付ける。
29. 配線器具の設置	(1) 配線器具(コンセント、スイッチ等)には電圧、用途などの表示を行う。 なお、表示内容については、監督員と協議すること。 (2) 特殊コンセントはプラグ付とする。 (3) 電源の種類により色を区別する。 (4) 公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付とし、特記なきスイッチはワイドスイッチとする。 (5) 配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁棒を使用する。 (6) プレートは、図面に特記なき場合は、新金属製とする。 (7) カバープレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を安全な位置に固定する場合は、器具を安全な位置に固定すること。 (8) フロアプレートは、水平高低調整型(空転防止リソング)とする。
30. 照明器具の設置	(1) コードナット以外の放電灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属製の場合は、配管を利用してよい。(乾燥した場所のコンパクト形器具(27W以下)を除く。) (2) 接地線は電気配線と同太さのケーブルの1本(緑色)を使用する。ただし、監督員の指示により1.6mmの絶縁電線(緑線)を添えることもできる。 (3) 照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承認を得ること。 (4) 照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (5) 天井下地材より支持する場合は、ワイヤ等により照度防止の措置を行う。 (6) 照明器具には、製造年及び安定器の種類を表示を行う。 例「2010年 初期製造型」 → 「2010/PK」 (7) ハブ吊りの照明器具は止め止めを施工する。
31. 照明制御装置の設置	照明器具の照度センサー制御を行う部屋には、注意プレートを設置する。
32. 換気扇	手や物が届く箇所やカーテン等がつかぬ箇所には、格子ガードを付けること。 また、金属製パネルに設置する場合は、絶縁棒等を使用する。
33. 分電盤、制御盤、キュービクル等	(1) 図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を添える。 また、既設分電盤・制御盤等が改造した場合は、図面を修正するものとする。 (2) 屋外キュービクルで露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。
34. 受変電設備、発電設備の設置場所	(1) 保守点検、防火有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2) 屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。 (3) 屋外に設置する場合は、基礎及び基礎荷重を求め、地盤の許容耐力を確認し、結果を監督員に提出する。 なお、地盤改良を行う場合は、工法について監督員と協議する。 (4) 基礎の形式は図面の状況に考慮する。 (5) 電気室には換気管、換気管、ガス管、ダクト等を通過させない。
35. 発電設備の燃料配管	(1) フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄消防署と十分に打合せを行う。 (2) 配管の接続は、機器の取し又は保守点検を考慮し施工する。
36. 非常放設設備のスピーカー設置	(1) 放送区域の各部分からスピーカーまでの水平距離は10m以内とする。 (2) 階段等にスピーカーを設置する場合は、垂直距離15m以内とする。 (3) 増幅機からスピーカーまでの配線及び非常電話の配線は、各系統ごとに独立させ、共通線方式は用いない。
37. 電圧降下の計算及び測定	(1) 計算書の提出 電圧降下測定結果による計算書を提出 ・ その他 () (2) 測定の実施 ① 項目 全線路チャンネルの電圧降下、受電品質、等価C/N、ビット誤り率の測定及び映像写真の撮影を行う。 ② 測定時期 ・ 施工前 ・ 躯体上がり時 ・ 施工後 ・ その他 () ③ 報告書提出回数 ・ 2部 ・ () 部
38. 土工事	(1) 掘削、埋戻し 1) 掘削 ・ 機械掘削 ・ 手掘り 2) 埋戻し ・ 山砂 ・ 根切り土(自質土を使用、配管周りは山砂) ① A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 (2) 特記なき地中埋設配管の深さは、G1～600mm以上とする。 (3) 根切り時の種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は掘削、埋戻し等を含むもの、外付基礎、電柱等は根切りとする。 (4) 機械掘削は根切り底を乱さないようにする。
39. ハンドホール、マンホール	1) 地中線路及びハンドホール等次下が考慮される場合は、次下対策を施す。 2) 地耐力 ① 地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力とする。 ② 衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。 3) 高さ900mmを超えるものについては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付けは450mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。
40. 地中配線路の表示札	下記の箇所に、地中配線路の表示札を設置する。 ① 建物への引込口及び引出し付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 道路横断箇所 ⑤ 直轄部分は30m程度に1個

3. 機器仕様 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については、図面による。	
項目	特記事項
【電力設備】 1. 電灯設備 (1) 電気方式	1) 種別 ① 幹線 ・ 単相3線式(200/100V) ② 分枝 ・ 単相2線式(200/100V) 2) 周波数 60Hz (2) 既設等との取り合い ・ 無し ・ 盤改造 ・ 配線接続 ・ 電源供給 ・ その他 () (3) 機器類 ・ 一般照明器具 ・ 照明制御装置 ・ 外灯(単独設置) ・ コンセント等 ・ 分電盤、制御盤等 ・ その他 () (4) 一般照明器具 1) 形式 ・ 公共型 ・ 一般型 2) 灯具 ・ Hf蛍光灯 ・ LED灯 ・ HID灯 ・ その他 () 3) 用途 ・ 屋内用 ・ 屋外用 ・ 防災用 4) 環境 ・ 普通地域 ・ 塩害地域 5) 照明器具は、認定書又は認定書、試験成績書を提出すること。 6) 蛍光灯の点灯時間(グロウアップ)を使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 7) HIDランプを使用する下面開放器具及びランプの破損による飛散により怪我をする恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。
(2) 既設等との取り合い	・ 無し ・ 盤改造 ・ 配線接続 ・ 電源供給 ・ その他 ()
(3) 機器類	・ 一般照明器具 ・ 照明制御装置 ・ 外灯(単独設置) ・ コンセント等 ・ 分電盤、制御盤等 ・ その他 ()
(4) 一般照明器具	1) 形式 ・ 公共型 ・ 一般型 2) 灯具 ・ Hf蛍光灯 ・ LED灯 ・ HID灯 ・ その他 () 3) 用途 ・ 屋内用 ・ 屋外用 ・ 防災用 4) 環境 ・ 普通地域 ・ 塩害地域 5) 照明器具は、認定書又は認定書、試験成績書を提出すること。 6) 蛍光灯の点灯時間(グロウアップ)を使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 7) HIDランプを使用する下面開放器具及びランプの破損による飛散により怪我をする恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。
(5) 照明制御装置	1) センサー類 ・ 明るさセンサー ・ 人感センサー ・ タイマー ・ 調光スイッチ () 2) 調光方式 ・ 連続調光 ・ 段階調光 ・ ON/OFF制御 () ・ その他 ()
(6) 外灯(単独設置)	1) 照明用ポール ① 材質 ・ アルミニウム製 ・ 鋼製 ・ 溶融亜鉛メッキ ・ その他 () ② 防錆用遮断機又はアウトスイッチが内蔵できるものとする。 2) 基礎 ・ 本工事 ・ 別途工事 ・ 既設利用 ・ その他 () 3) 灯具 ・ 水銀灯 ・ ナトリウム灯 ・ Hf蛍光灯 ・ LED灯 ・ その他 () ① 一般形高力光束(BH) ・ 低始動電流形 ・ その他 () ② 単独電源 ・ 太陽電池式 ・ 風車式 (点灯時間() 時間、不日保証日数() 日) 4) 安定器 ・ 商用電源(60Hz) ・ (200V ・ 100V) 5) 電源 ・ 単独電源 () ・ その他 () 6) 制御 ・ Eモススイッチ ・ タイマー ・ その他 () 7) 接地 ・ 単独接地(・ 本工事 ・ 別途工事 ・ 既設利用) ・ 共用 ・ その他 ()
(7) コンセント等	・ 一般型 ・ 防水型 ・ ハイテンションアウトレット(・ 固定型 ・ 上下動型(アップ式を含む))
(8) 分電盤、制御盤等	1) 銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は壁内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。
2. 動力設備 (1) 電気方式	1) 種別 ① 幹線 ・ 三相3線式(200V ・ () V) ② 分枝 ・ 三相3線式(200V ・ () V) 2) 周波数 60Hz (2) 既設との取り合い ・ 無し ・ 盤改造 ・ 配線接続 ・ その他 () (3) 機器類 ・ 分電盤、制御盤等 ・ その他 () (4) 負荷設備 ・ 給水 ・ 排水 ・ 消火 ・ 空調 ・ 換気 ・ 排煙 ・ 昇降機 ・ その他(・ ホイストクレーン) (5) 負荷設備への接続 図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。 (6) 電動機等の接地 ・ 専用接地 ・ 金属管接地(7.5m以下) (7) 電動機等の工事の改善 本工事を含む制御盤には各負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。 過負荷、欠相、逆相継電器は熱動式とする。
(2) 既設との取り合い	・ 無し ・ 盤改造 ・ 配線接続 ・ その他 ()
(3) 機器類	・ 分電盤、制御盤等 ・ その他 ()
(4) 負荷設備	・ 給水 ・ 排水 ・ 消火 ・ 空調 ・ 換気 ・ 排煙 ・ 昇降機 ・ その他(・ ホイストクレーン)
(5) 負荷設備への接続	図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。
(6) 電動機等の接地	・ 専用接地 ・ 金属管接地(7.5m以下)
(7) 電動機等の工事の改善	本工事を含む制御盤には各負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。 過負荷、欠相、逆相継電器は熱動式とする。
(8) 分電盤、制御盤等	1) 銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は壁内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7) 電流計は赤指針付(定格電流指示)とする。
3. 音響設備 (1) 選音機	1) 受音部 ・ 突針 ・ 棒上導体 ・ 管木等の別途施工物 2) 選音導線 ・ 引下げ導体 ・ 建築構造物利用 3) 接地極 ・ 接地極埋設 ・ 建築構造物利用 ・ 測定用補助接地極 4) 接地抵抗の測定 ① 測定方法 ・ 電位差計方式 ・ 電圧降下法 ② 測定回数 ・ 3回 ・ () 回 ③ 接地埋設極
(2) 雷サージ保護	1) 耐雷トランス ・ 設置(・ 単相用 ・ 動力用) ・ 設置しない 2) SPD ・ 低圧用(・ クラスI ・ クラスII) ・ 通信用(・ カテゴリC ・ カテゴリD)
(3) 電源回路の保護	(1) 低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 (2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。
(4) 通信回線の保護	電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場合は、雷サージから機器を保護するための通信用SPDを設置する。
4. 接地設備 (1) 接地工事	1) 種別 ●A種 ●B種 ●C種 ●D種 2) 施工 ●各種単独 ・ 共用有り ()
(2) 接地抵抗の測定	1) 測定方法 ・ 電位差計方式 ・ 電圧降下法 2) 測定回数 ・ 3回 ・ () 回 (3) 接地埋設極等 接地には接地埋設極等を施工し、接地極の位置がわかるようにする。
(3) 接地埋設極等	1) 種別 ●A種 ●B種 ●C種 ●D種 2) 施工 ●各種単独 ・ 共用有り ()
(4) 接地抵抗の測定	1) 測定方法 ・ 電位差計方式 ・ 電圧降下法 2) 測定回数 ・ 3回 ・ () 回 (3) 接地埋設極等 接地には接地埋設極等を施工し、接地極の位置がわかるようにする。
(5) 燃料	1) 種類 ・ 軽油 ・ 灯油 ・ A重油 ・ その他 () 2) 引渡時期 満タン ・ 指定なし ・ その他 ()
(6) 燃料槽	1) 形式及び容量 ・ パッケージ搭載タンク () リットル ・ 燃料小出槽 () リットル ・ 主燃料槽 () リットル 2) 燃料小出槽 ・ 屋外型(・ ステンレス製 ・ 鋼板製) ・ 屋内型(・ ステンレス製 ・ 鋼板製) 3) 主燃料槽 ① 設置場所 ・ 屋内内 ・ 屋外(地上) ・ 地下埋設(・ タンク室内埋設 ・ 直埋設) ② 形式 ・ 二重殻タンク ・ 一重殻タンク () ③ 設置工事 ・ 本工事 ・ 別途工事 ・ その他 () ④ タンク工事 ・ 本工事 ・ 別途工事 ・ 既設利用 ・ その他 ()
(7) 給油ボックス	1) 材質 ・ ステンレス製 ・ 鋼板製 ・ その他 () 2) 油量指示計 ・ 有 ・ 無 ()

(3) 盤類	1) 形式 ●閉鎖型(●キュービクル式配電盤(JIS) ・ 高圧閉鎖配電盤(JEM) ・ (CV ・ PW ・ MW)) ・ 開地型 ・ 壁置型 2) 中通路 ●有 ・ 無 3) 特記事項 ()
(4) 交流遮断器	1) 真空遮断器(VCB) ① 操作方式 ・ 手動ばね操作 ●電動ばね操作 ・ 電磁操作 ② 引外し方式 ・ コンデンサ引外し ●直流電圧引外し 2) 主遮断器の定格遮断電流は、電気事業者の計算値以上とする。
(5) 断路器	1) 極数 ●3極 ・ 単極 2) 形式 ・ 双投 ●単投
(6) 変圧器	1) 形式 ●油入 ・ モールド 2) 設置 ・ 屋外型 ●屋内型 3) その他 ●温度計付(●置き指針付 ・ 置き指針なし) ・ 温度計なし
(7) 三相コンデンサ	1) 形式 ・ 低圧 ●高圧 3) その他 ●警報接点付 ・ 警報接点なし
(8) 直列リアクトル	1) 形式 ・ 放電抵抗 ●放電コイル(力率制御がある場合は必須) 2) 容量 ●6%リアクトル ・ 1.3%リアクトル 3) その他 ●警報接点付 ・ 警報接点なし
(9) 配線用遮断器	定格遮断容量は、短絡電流値以上のものとする。
(10) 低圧電磁接触器	低圧三相コンデンサ制御用電磁接触器の定格使用電流は、コンデンサ定格電流の1.5倍以上とする。
(11) 高圧空中開閉器	1) 制御電源用変圧器及び避雷器内蔵 2) 閉鎖装置及び地絡方向継電器外箱 ・ ステンレス製 ●鋼板製 3) 定格電流 ・ 200A ●(400)A 4) 定格投入遮断電流 ●12.5kA ・ () A 高圧受電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が30%以下となるようにする。
(12) 設備不平衡	高圧受電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が30%以下となるようにする。
(13) キュービクル等	1) 銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は壁内の作業のしやすい場所に設ける。
(14) 基礎	・ 本工事(・ 2.1mm/m ² ・ 1.8mm/m ²) ●別途工事 ・ 既設利用 ・ その他 ()
(15) 配線ピット及び蓋	1) 施工 ・ 本工事 ●別途工事 ・ 既設利用 ・ その他 () 2) ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。
(16) 設置場所	・ 屋内 ●屋外(●地上 ・ 屋上)
(17) 消火器	●有(ABC10型 収納箱共) ・ 無 ・ その他 ()
【電力貯蔵設備】 6. 直流電源設備 (1) 用途	・ 非常用照明器具電源 ・ 受変電設備制御電源 ・ その他 ()
(2) 容量	() kVA
(3) 整流装置	1) 入力電圧 ・ 三相3線式(・ 200V ・ () V) ・ 単相2線式(・ 100V ・ 200V ・ () V) 2) 入力周波数 60Hz 3) 出力電圧 直流(・ 12V ・ 24V ・ 48V ・ () V) 4) 整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。
(4) 蓄電池	1) 種類 ・ 鉛蓄電池(・ HS ・ MSE ・ 長寿命形MSE) ・ アルカリ蓄電池(・ AH ・ AMH) 2) 最長蓄電池温度 ・ 5℃ ・ 15℃ ・ 25℃ ・ -5℃ ・ () ℃
7. 交流無停電電源設備 (1) 用途	() kVA
(2) 容量	() kVA
(3) 給電方式	・ 常時インバータ給電方式 ・ ラインイントラクティブ方式 ・ 常時商用給電方式 ・ その他 ()
(4) 整流装置等	1) 入力電圧 ・ 三相3線式(・ 200V ・ () V) ・ 単相2線式(・ 100V ・ 200V ・ () V) 2) 入力周波数 60Hz 3) 出力電圧 ・ 三相3線式(・ 200V ・ () V) ・ 単相2線式(・ 100V ・ 200V ・ () V) 4) 出力周波数 60Hz 5) 整流装置、インバーター装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。
(5) 蓄電池	1) 種類 ・ 鉛蓄電池(・ HS ・ MSE ・ 長寿命形MSE) ・ アルカリ蓄電池(・ AH ・ AMH) 2) 最長蓄電池温度 ・ 5℃ ・ 15℃ ・ 25℃ ・ -5℃ ・ () ℃
【発電設備】 8. 燃料系発電設備 (1) 用途	1) 用途 ・ 防災電源専用(防災認定品) ・ 防災電源兼用(防災認定品) ・ 一般用 2) 区分 ・ 常用 ・ 非常用
(2) 設置場所	・ 屋内 ・ 屋外(・ 普通地域 ・ 塩害地域)
(3) 機器	・ 発電装置 ・ 燃料槽 ・ 給油ボックス ・ 燃料配管 ・ その他 ()
(4) 発電装置	1) 発電装置の選定にあたっては、設置場所及び過去の気象データを考慮し選定する。 2) 種類 ・ ディーゼル発電機 ・ ガスエンジン発電装置 ・ ガスタービン発電装置 3) 形式 ・ 筒形形 ・ オープン式 ・ キュービクル式(・ 8.65(A)/m) 4) 始動時間(停電後) ・ 10秒以内 ・ 40秒以内 ・ () 秒以内 5) 連続運転時間 ・ 2時間以上 ・ 10時間以上 ・ 24時間以上 ・ 72時間以上 ・ その他 () 6) 発電機 ① 電気方式 ・ 三相3線式(・ 6.6kV ・ 200V ・ () V) ・ 単相3線式(200/100V) ・ 単相2線式(・ 100V ・ 200V ・ () V) ② 定格周波数 60Hz ③ 定格出力 () kVA
(5) 燃料	1) 種類 ・ 軽油 ・ 灯油 ・ A重油 ・ その他 () 2) 引渡時期 満タン ・ 指定なし ・ その他 ()
(6) 燃料槽	1) 形式及び容量 ・ パッケージ搭載タンク () リットル ・ 燃料小出槽 () リットル ・ 主燃料槽 () リットル 2) 燃料小出槽 ・ 屋外型(・ ステンレス製 ・ 鋼板製) ・ 屋内型(・ ステンレス製 ・ 鋼板製) 3) 主燃料槽 ① 設置場所 ・ 屋内内 ・ 屋外(地上) ・ 地下埋設(・ タンク室内埋設 ・ 直埋設) ② 形式 ・ 二重殻タンク ・ 一重殻タンク () ③ 設置工事 ・ 本工事 ・ 別途工事 ・ その他 () ④ タンク工事 ・ 本工事 ・ 別途工事 ・ 既設利用 ・ その他 ()
(7) 給油ボックス	1) 材質 ・ ステンレス製 ・ 鋼板製 ・ その他 () 2) 油量指示計 ・ 有 ・ 無 ()

日付	備考	工事名称	図面内容	縮尺	図面番号
		医療センター受変電設備改修工事	電気設備工事特記仕様書2	A2:NON	E-02

亀山市

<p>(8)基礎</p> <p>(9)消火器</p> <p>9. 太陽光発電設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)太陽電池アレイ</p> <p>(3)パワーコンディショナ及び系統連系保護装置</p> <p>(4)情報処理装置</p> <p>(5)仕様詳細</p> <p>10. 風力発電設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)風車</p> <p>(3)制御盤</p> <p>(4)情報処理装置</p> <p>(5)仕様詳細</p> <p>【通信・情報設備】</p> <p>11. 構内情報通信網設備</p> <p>(1)伝送速度</p> <p>(2)機器</p> <p>(3)ネットワーク網</p> <p>(4)ケーブル</p> <p>(5)アウトレット</p> <p>12. 構内交換設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)交換装置</p> <p>(3)電話機</p> <p>(4)端子壁類</p> <p>(5)アウトレット</p> <p>13. 情報表示設備</p> <p>(1)設備</p> <p>(2)マルチサイン装置</p> <p>(3)時刻表示装置</p>	<p>(4)警報等表示装置</p> <p>1) 機器</p> <p>2) 表示装置</p> <p>3) 検出装置</p> <p>4) 図面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事とする。</p> <p>14. 映像・音響設備</p> <p>(1)設備</p> <p>(2)映像機器</p> <p>(3)音響機器</p> <p>(4)操作装置</p> <p>15. 拡声設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)増幅器</p> <p>(3)付属機器</p> <p>(4)操作装置</p> <p>(5)スピーカー</p> <p>16. 誘導支援設備</p> <p>(1)設備</p> <p>(2)音声誘導装置</p> <p>(3)インターホン</p> <p>(4)トイレ等呼出装置</p> <p>17. テレビ共同受信設備</p> <p>(1)受信放送</p> <p>(2)機器</p> <p>(3)アンテナ</p> <p>18. テレビ電波障害防止設備</p> <p>(1)対象戸数</p> <p>(2)機器</p> <p>(3)アンテナ</p> <p>19. 監視カメラ設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)カメラ</p> <p>(3)モニタ装置</p>	<p>(4)録画装置</p> <p>1) 記録媒体</p> <p>2) 録画時間</p> <p>3) 機能</p> <p>(5)伝送方式</p> <p>20. 駐車管理設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)制御盤</p> <p>(3)検知器</p> <p>(4)信号警報灯</p> <p>(5)発券機</p> <p>(6)カーゲート</p> <p>21. 防犯・入室管理設備</p> <p>(1)設備</p> <p>(2)防犯装置</p> <p>(3)入室管理装置</p> <p>22. 自動火災報知設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)受信機</p> <p>(3)副受信機(表示装置)</p> <p>(4)中継器</p> <p>(5)発信機</p> <p>(6)感知器</p> <p>23. 自動閉鎖設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)運動制御器</p> <p>(3)感知器</p> <p>(4)自動閉鎖装置</p> <p>(5)自動閉鎖装置</p> <p>24. 非常警報設備</p> <p>(1)設備</p> <p>(2)非常放送装置</p> <p>25. ガス漏れ火災警報設備</p> <p>(1)機器</p>	<p>(2)受信機</p> <p>(3)副受信機</p> <p>(4)検知器</p> <p>【中央監視設備】</p> <p>26. 監視制御設備</p> <p>(1)監視制御対象設備</p> <p>(2)既設との取り合い</p> <p>(4)監視操作装置</p> <p>(5)信号処理装置</p> <p>(6)記録装置</p> <p>【構内配電線路】</p> <p>27. 構内配電線路</p> <p>(1)電気方式</p> <p>(2)配線方式</p> <p>(3)建柱</p> <p>(4)装柱機器</p> <p>(5)装柱機器</p> <p>(6)ハンドホール、マントホール</p> <p>(7)網鉄葺</p> <p>(8)地中ケーブル保護</p> <p>【構内通信線路】</p> <p>28. 構内通信線路</p> <p>(1)用途</p> <p>(2)配線方式</p> <p>(3)建柱</p> <p>(4)ハンドホール、マントホール</p> <p>(6)網鉄葺</p> <p>(6)地中ケーブル保護材料</p> <p>【その他】</p> <p>29. 消火器</p>
---	--	---	---

<p>亀山市</p>	<p>日付</p>	<p>備考</p>	<p></p>	<p>工事名称</p> <p>医療センター受変電設備改修工事</p>	<p>図面内容</p> <p>電気設備工事特記仕様書 3</p>	<p>縮尺</p> <p>A2 : NON</p>	<p>図面番号</p> <p>E - 03</p>
------------	-----------	-----------	---------	------------------------------------	----------------------------------	---------------------------	---------------------------

4. 電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト

分類	資機材名	適用範囲	規格・メーカー等
電線	電線、ケーブル類 (エウ電線・ケーブルを優先使用)	一般配線工事に使用するもので、エウ電線・ケーブルのあるもの	・JIS規格適合品 ・JCS(日本電線工業会規格)規格適合品
		上記以外の一般配線工事に使用するもの	・JIS規格適合品
	耐火、耐熱電線	耐火・耐熱性を必要とする場所に使用するもの	・登録認定機関(社)電線総合技術センター)または指定認定機関(社)日本電線工業会(耐火・耐熱電線認定業務委員会)により認定または評定されたもの ・(社)日本電線工業会により自主認定(評定)されたもの
電線保護物類	圧着端子 様圧着スリーブ	一般配線工事に使用するもの	・JIS規格適合品
	金風管、VE、PF、HIVE、FEP、CD、合成樹脂製可とう管、可とう電線管、フロアタクト、各付用品	一般配線工事に使用するもの	・JIS規格適合品 ・JIS規格のない物にあつては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
配線器具	コンセント、スイッチ	一般配線工事に使用するもの	・JIS規格適合品 ・JIS規格のない物にあつては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
照明器具	蛍光灯器具 (省エネ型を優先使用)		・JIS規格適合品 ・(社)日本照明器具工業会標準(JIL規格)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	非常用照明器具		・指定認定機関による型式適合認定または型式部材等製造者認証、を受けたもの ・(社)日本照明器具工業会の自主評定を受け、JIL501の適合マークが貼付されたもの
	誘導灯		・登録認定機関(社)日本電気協会(JEA誘導灯認定委員会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
	その他の照明器具		・JIS規格適合品 ・(社)日本照明器具工業会標準(JIL規格)適合品
	安定器	高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器 上記以外のもの	
照明制御装置	センサ、照明制御部等		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
インバータ装置	可変速運転用インバータ装置	可変速電動機用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
換気扇	専用換気扇		・JIS規格適合品
雷保護装置	避雷針設備(突針、支持管、引下げ導線、試験用接続端子箱、他)		・JIS規格適合品
サージ保護デバイス	アレスタ(避雷器)	低圧用SPD	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		通信用SPD	・JIS規格適合品
盤類	分電盤、実験盤		・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	制御盤		・(社)日本配電制御システム工業規格(JSIA)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	消防防災用制御盤	消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に使用するもの、火災通報装置、総合操作盤等の消防用設備等の認定対象品目	・登録認定機関(財)日本消防設備安全センター(消防用設備等認定委員会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
		不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備制御盤、非常通報装置等の消防用設備機器の性能評定対象品目	・(財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの
	キュービクル式配電盤		・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	高圧スイッチギヤ	CW形、PW形	・(社)日本電機工業規格(JEM)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
高圧機器	高圧開流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧避雷器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	断路器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品
遮断器	高圧交流遮断器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	配線用遮断器、漏電遮断器		・JIS規格適合品
変圧器	高圧変圧器	特定機器	・(社)日本電機工業規格(JEM)適合品のトップランナー変圧器 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		特定機器以外の変圧器	・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品
コンデンサ	高圧連相コンデンサ	直列リアクトルを含む	・JIS規格適合品 ※コンデンサのメーカーは「設備機材等評価名簿」による
	低圧連相コンデンサ	直列リアクトルを含む	・JIS規格適合品
計器用変成器	計器用変圧器、計器用変流器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品
計器	電圧計、電流計、周波数計、力率計、電圧計、電力量計(無検定、検定付)、他		・JIS規格適合品
継電器	保護継電器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品
絶縁監視装置	絶縁監視装置	高圧回路用、低圧回路用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による

分類	資機材名	適用範囲	規格・メーカー等
直流電源装置	蓄電池	消防用設備以外に使用するもの	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	整流装置	防災電源用以外に使用するもの	・JIS規格適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	・登録認定機関(社)日本電気協会(JEA蓄電池設備認定委員会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
交流無停電電源装置	交流無停電電源装置(UPS)	定額出力300kVA以下のもの	・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
発電設備	ディーゼル発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機(ディーゼル機関)はJIS規格又は(社)日本電機工業規格(JEM)の適合品
	ガスタービン発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機(ガス機関)はJIS規格又は(社)日本電機工業規格(JEM)の適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	・登録認定機関(社)日本内務省消防設備協会)の認定を受け、認定証票(長時間形)が貼付されたもの
太陽光発電装置	パワーコンディショナ	出力10kW以上のもの(系統連係保護機能を有するものを含む)	・JIS規格適合品
	太陽電池アレイ(太陽電池モジュール及びアレイ接続箱)	出力10kW以上のもの(系統連係保護機能を有するものを含む)	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	架台		・太陽電池アレイの製造者が推奨するもの ・太陽電池アレイの製造者が同等と認められるもの ・上記と同等であると認められるもの
構内交換装置	交換機、局線中継台、電源装置、電話機		・登録認定機関(財)電気通信端末機器審査協会(JATE)等の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの
拡声装置	非常用放送設備	非常用放送設備として使用するもの	・登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
テレビ共同受信装置	アンテナ、ブースター、混合器、分波器、分岐器、分配器、テレビ端子、他	右記の認定品のあるもの	・優良住宅部品(BL部品)の認定を受けたもので、BLマーク証紙が貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・NHK共同受信設備設置用機器仕様適合機種の認定を受けたもので、証明するマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・JETAデジタルハイビジョン受信機用マーク登録品の認定を受けたもので、DHマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・上記と同等であると認められるもの
監視カメラ装置	カメラ、モニター、録画装置、他		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
自動火災報知装置	感知器、受信機、中継器、受信機、漏電火災警報器		・登録認定機関(日本消防検定協会)の検定を受け、検定合格証票が貼付されたもの
中央監視制御設備	中央監視制御装置		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
マンホールハンドホール	蓋	鋳鉄製	※メーカーは「設備機材等評価名簿(機械設備機材評価名簿・鋳鉄製ふた)」による
	柵	レディミキストコンクリート、セメント	・JIS規格適合品
電柱	コンクリート柱		・JIS規格適合品

注 ・「JIS規格適合品」と指定された資材は、工業標準化法に基づく適合の表示(製品・包装の外、容器の外、結束荷札ごとの納品書にJISマーク表示、またはJIS規格証明書の添付)のあるものをいう。
 ・「設備機材等評価名簿」とは、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿(電気設備機材・機械設備機材)」の最新版をいう。ただし、納入地区及びアフターサービス地区に中部地区または近畿地区が含まれる、評価の有効期間内にある場合にのみ有効とする。
 ・「設備機材等評価名簿」に記載されていないメーカーの資機材を使用する場合は、評価基準と同じ条件を満たすことを証明する書類を監督員に提出し、承認が得られた場合のみ使用できるものとする。
 ・特殊仕様の資機材を使用する必要がある場合は、仕様、性能等を証明する書類を監督員に提出し、承認が得られた場合のみ使用できるものとする。

4. 完成書類
引き渡し時には下記の書類を提出する。

名 称	完成書類	部数
完成図(原図サイズ)	竣工図(製本)	1部
	施工図(製本)	1部
完成図(原図サイズA4折り)	ファイル綴	1部
	竣工図(製本)	2部
完成図(A3版縮小二つ折り)	竣工図(製本)	2部
	ファイル綴	2部
機器完成図	制御システム図 システム系統図 資・機材一覧表 機器完成図 取扱説明書 試験結果報告書 工場試験成績書 各種計算・検計書 予備品・付属品一覧表 機器銘板の写し 保証書の写し メンテナンス要領書 メンテナンス参考業者一覧表 官公庁手続き書類一覧表 官公庁手続き書類の写し(表紙のみ) その他監督員の指示するもの *各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	2部
保全に関する資料	制御システム図 システム系統図 資・機材一覧表 機器完成図 取扱説明書 試験結果報告書 工場試験成績書 予備品・付属品一覧表 機器銘板の写し 保証書の写し メンテナンス要領書 メンテナンス参考業者一覧表 その他監督員の指示するもの *各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	2部
工事に関する書類	工事カルテ受領書の写し 竣工計画書 施工要領書 部分下請負通知書及び下請負契約書の写し 施工体制表及び施工体系図 総合評定方式建築実地確認協議書及び確認書 工事進捗状況報告書 各種計書及び報告書 設計ガス別業種別機械使用報告書 工事日報 工事打合簿 設備確認書 工事進捗報告書 安全管理関係書類 使用機材届出書 工事材料届入報告書 機材の品質及び性能証明書 各種計算・検計書 工場試験成績書 計測機器校正証明書又は精度保証書の写し 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 産業廃棄物処理業計表 アース工場の写し 現場発出品調書 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書 再生資源等完了報告書(特定建設資材廃棄物) 工業等(アースケーブル及び代表写真) 足場施工写真 完成写真 検査立会者名簿 指示事項履行報告書 手直し結果等報告書 その他監督員の指示するもの *各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	1部
官公庁手続き書類	官公庁手続き書類一覧表 官公庁手続き書類(本冊)	1部
電子納品		2部
完成検査写真		1部
工事事務引渡書 引渡目録 工事書類取り書		3部

注 ・保全に関する資料は、国土交通省「施設保全マニュアル作成要領」を参照する。
 ・改修工事等は既存の完成図を修正すること。
 ・白書き(青書き不可)で文字遣いのないこと。表紙(可能な範囲で背表紙にも)に「年度、工事名、工期、竣工図(又は施工図)、請負者」を印字(シール不可)すること。
 ・作成しがたい場合は、監督員との協議による。
 ・上記表は標準の部数であり、詳細については監督員の指示による。
 ・その他監督員の指示する書類を作成して提出すること。
 ・ファイルはチューブファイル以上とする。
 ・完成書類の著作権にかからず使用権は発注者に移譲するものとする。

4. 機器標準取付高さ
標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(○印はバリアフリー対応)

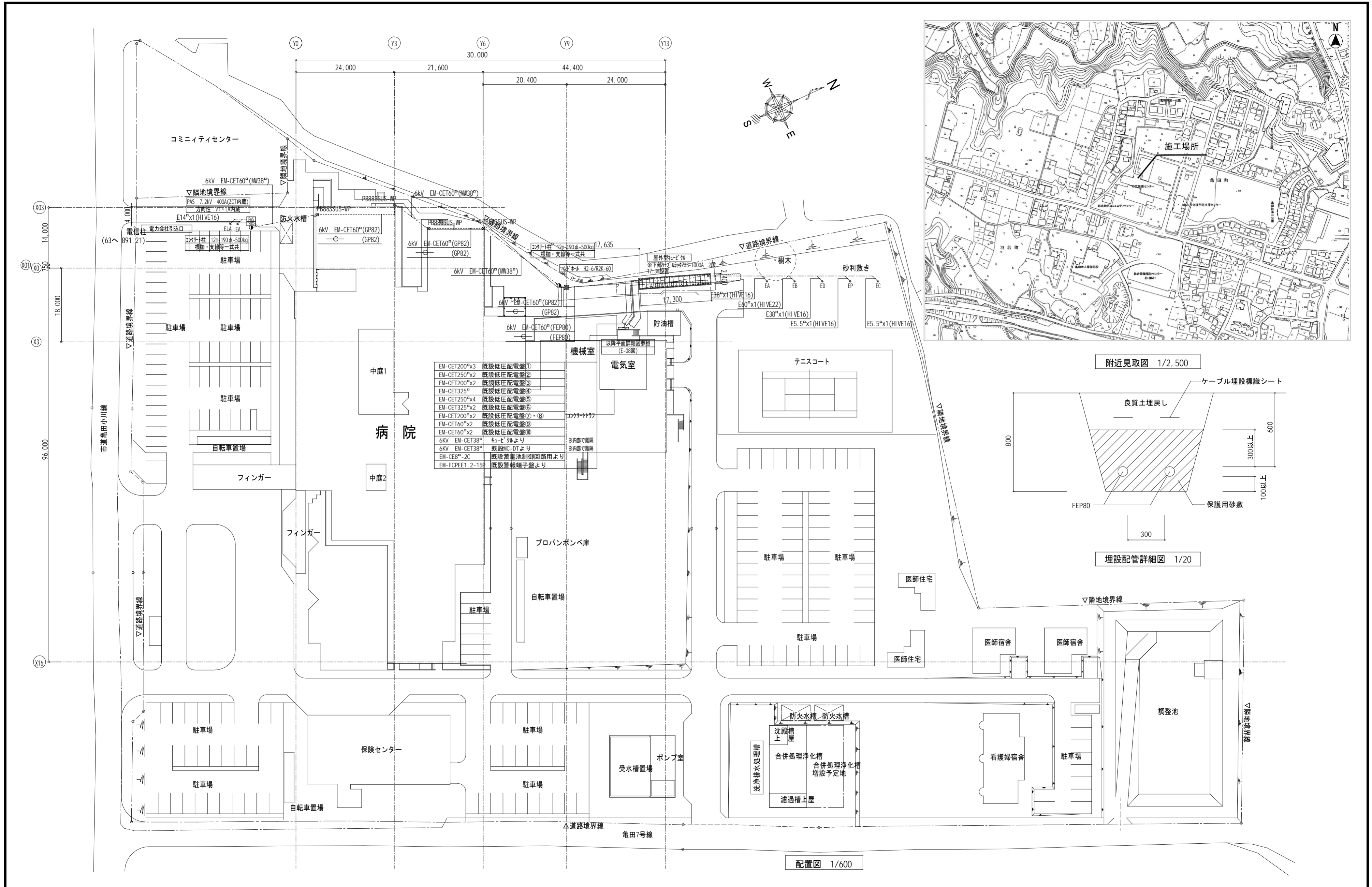
電力	名 称	側 点	取付高さ (mm)	備 考
電力	接地端子盤	床下~下端		
	取引用計器	地上~窓中心	1,800~2,000	
	引込開閉器	床下~中心	1,800~2,000	
	分電盤	床下~中心	1,500	上端1,900mm
電灯	スイッチ	床下~中心	1,300	○1,000mm
	コンセント(一般)	床下~中心	300	○400mm
	コンセント(和室)	床下~中心	200	
	コンセント(台上)	床下~中心	150	
	コンセント(WP)	床下~中心	1,000	
	コンセント(地下)	床下~中心	1,000	
	コンセント(土間)	床下~中心	500	
	ブラケット(一般)	床下~中心	2,100~2,300	
	ブラケット(鏡上)	鏡上端~中心	150	
	ブラケット(処理場)	床下~中心	2,500	
動力	壁掛型制御盤	床下~中心	1,500	上端1,900mm
	手元開閉器	床下~中心	1,500	
電話	操作スイッチ	床下~中心	1,300	
	端子盤	床下~下端	300	
	保安器盤	床下~中心	2,000	
時計・拡声	壁位置ボックス	床下~中心	300	
	壁位置ボックス(和室)	床下~中心	200	
	壁掛型時計	床下~中心	1,500	上端1,900mm
表示	子時計	床下~中心	2,300	
	壁掛型スピーカ	床下~中心	2,300	2,500mm
	アッテネータ	床下~中心	1,300	
	表示器	床下~中心	2,300	
インターホン	壁付発信器	床下~中心	1,300	
	ベル・ブザー・チャイム	床下~中心	2,300	
	壁付インターホン	床下~中心	1,300	
	壁位置ボックス	床下~中心	300	
テレビ	壁位置ボックス(和室)	床下~中心	200	
	子機(身障者用)	床下~中心	1,000	
	呼出しボタン(身障者用)	床下~中心	800~950	便座先端から後方へ100~200mm 2個目(高700mm、便座先端から前方400mm)
	表示灯(身障者用)	床下~中心	1,800	
火災報知	機軸収容箱	床下~中心	2,000	
	直列ユニット	床下~中心	300	
	直列ユニット(和室)	床下~中心	200	
	受信機・副受信機	床下~中心	1,500	
	発信器	床下~中心	1,300	
	表示灯	床下~中心	1,800	
	ベル	床下~中心	2,300	

参考資料：高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(最終改正 平成21年国土省告示第906号)
 ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル (平成20年4月 三県)

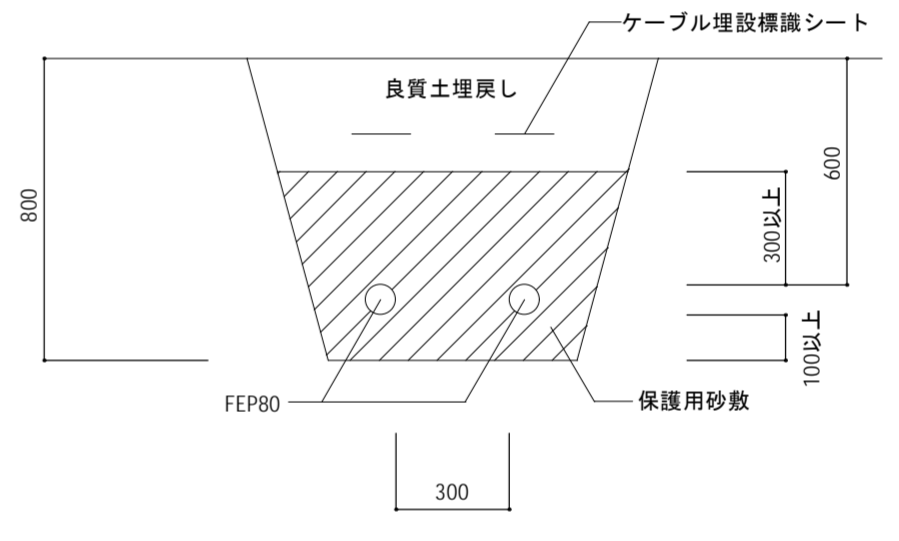
設計図書に関する情報欄

建築士法第20条第5項の規定に基づく表示
 建築設備の設計に関し、建築設備士に意見を聴いていない。
 建築設備の設計に関し、建築設備士に意見を聴いた。

【氏 名】	
【資 格】	
【勤務先】	
【登録番号】	
【意見を聴いた設計図書(図面番号)】	



附近見取図 1/2,500

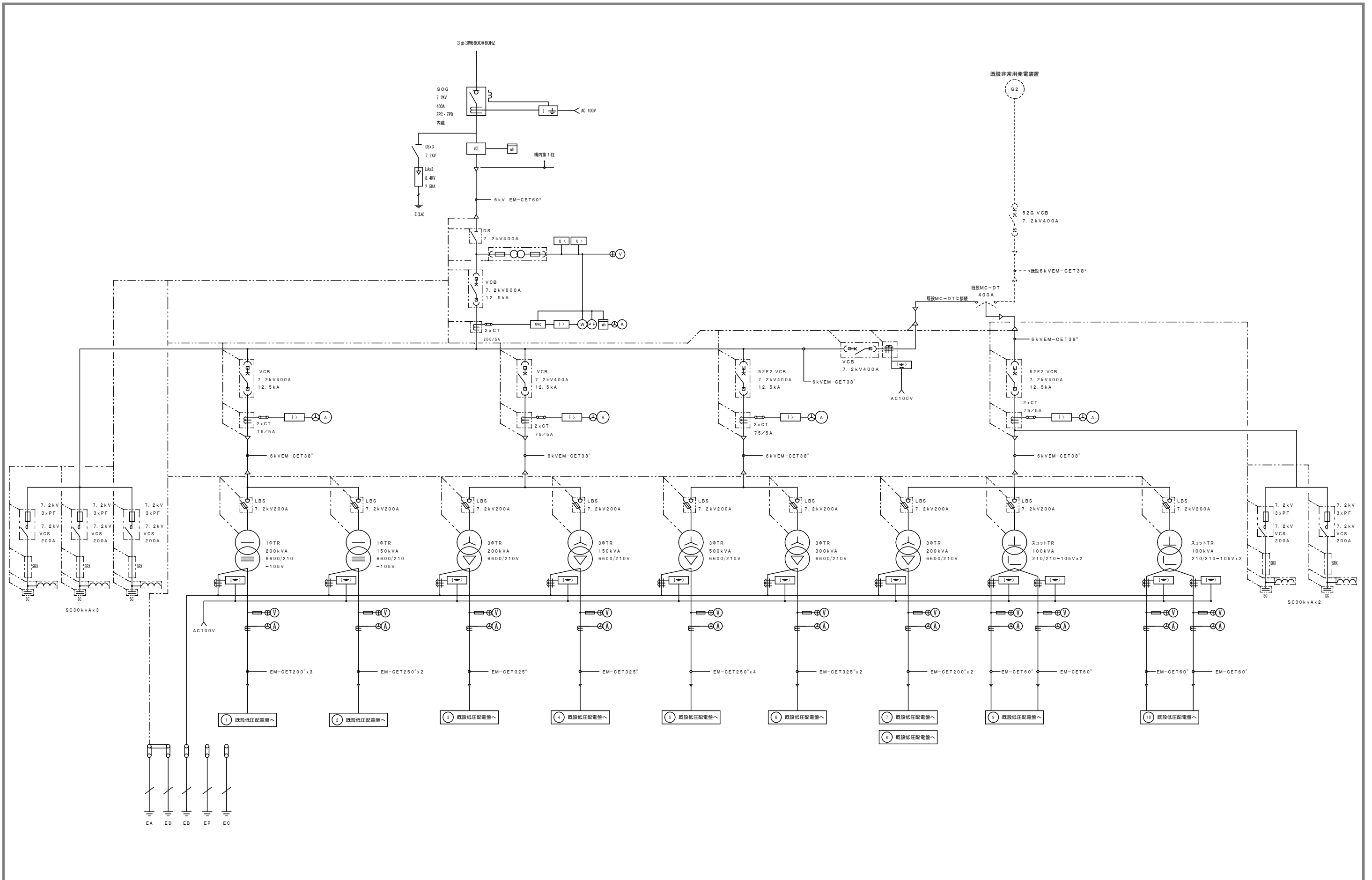


埋設配管詳細図 1/20

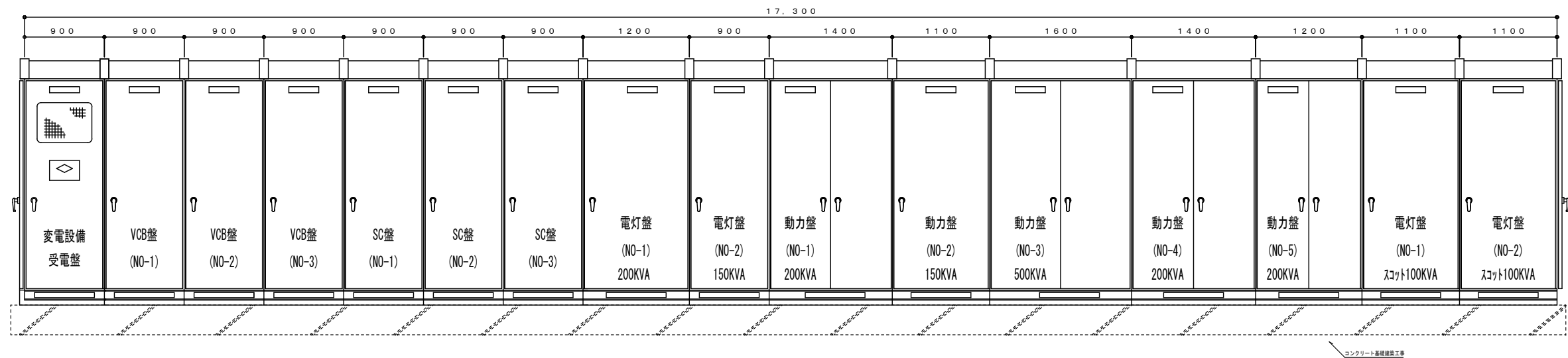
配置図 1/600

亀山市

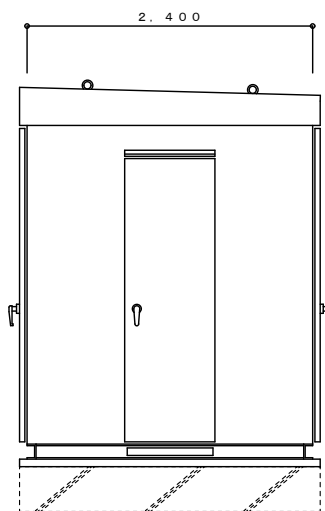
日付	備考	工事名称	図面内容	縮尺	図面番号
		医療センター受変電設備改修工事	附近見取図・配置図	A2: 図示	E-05



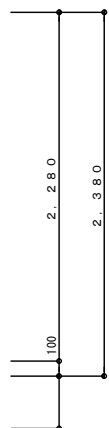
<p>亀山市</p>	日付	備考	工事名称	図面内容	縮尺	図面番号
			医療センター受変電設備改修工事	高圧受変電設備 (改修) 1	A2 : NON	E - 06



コンクリート基礎設置工事



1) 注記 寸法、姿等は参考としメーカー製作図にて決定する。
2) 注記 基礎及び架台(骨材)は建築工事とする。

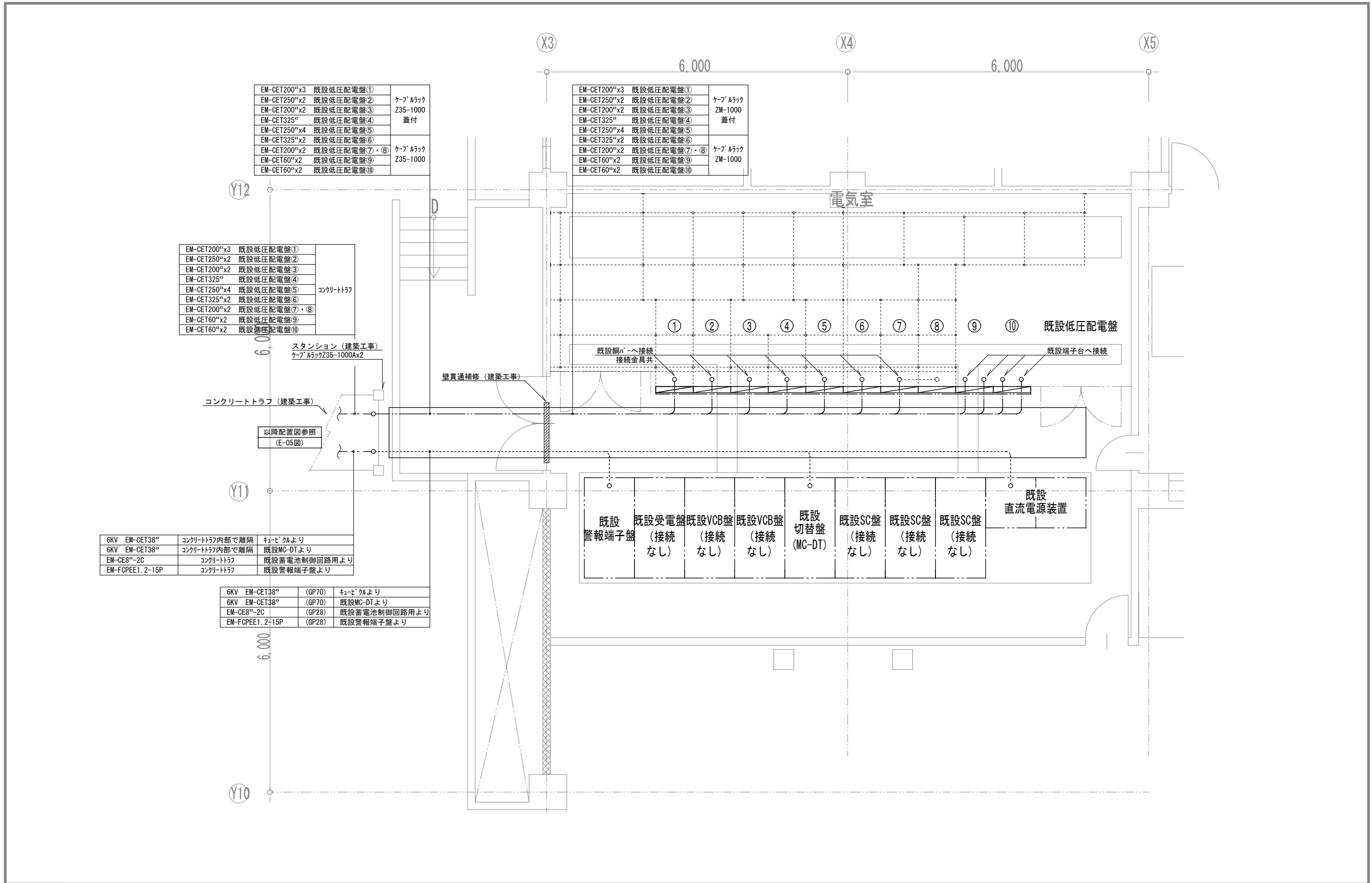


注記事項

1. 前面パネルにH=LGR試験端子を設けること。(埋込型試験用フック付)
2. ブレカの遮断容量はJISC4620に準拠すること。
3. H・LGRブレカを取付、ロックカバーを取付けること。
4. B種接地工事はフックメーターにより漏れ電流トランスごとに測定できる構造にすること。
5. 下記の付属品を設けること。
電力ヒューズ 100%
低圧ヒューズ 100% フック棒 プラスチック製 1.5m
6. 使用変圧器は、トップランナー油入自冷式とする。
7. 変圧器はすべて振れ止め付防振ゴムを使用すること。
8. 変圧器一次側接続部は透明保護カバー取付のこと。
9. 各扉の扉の開閉により、保守用照明の点灯が可能とする。ブレカ共。
10. LBSのPFはタイムラグヒューズとする。
11. 本受電用消火器ABC型-10号(収納ボックス共)×1本工事に含む。
12. 図中明記の記入寸法はすべて参考とする。
13. 換気扇は雨水の侵入が無い構造とし、換気計算により台数を決定する。
14. 各扉の扉の開閉により、保守用照明の点灯が可能とする。ブレカ共。
15. 筐体：SPCH-ZP t2.3 (塗装亜鉛メッキ鋼板)

警報項目

警報項目	
1	高圧地絡
2	低圧地絡 一括
3	主幹VCB
4	VCB1
5	VCB2
6	VCB3
7	VCB4
8	無電圧継電器
9	進相コンデンサー 故障
4監視端末器 3個収納	



EM-CET200 ⁰ x3	既設低圧配電盤①	ケーブルラック Z35-1000 蓋付
EM-CET250 ⁰ x2	既設低圧配電盤②	
EM-CET200 ⁰ x2	既設低圧配電盤③	
EM-CET325 ⁰	既設低圧配電盤④	
EM-CET250 ⁰ x4	既設低圧配電盤⑤	ケーブルラック Z35-1000
EM-CET325 ⁰ x2	既設低圧配電盤⑥	
EM-CET200 ⁰ x2	既設低圧配電盤⑦・⑧	
EM-CET60 ⁰ x2	既設低圧配電盤⑨	
EM-CET60 ⁰ x2	既設低圧配電盤⑩	

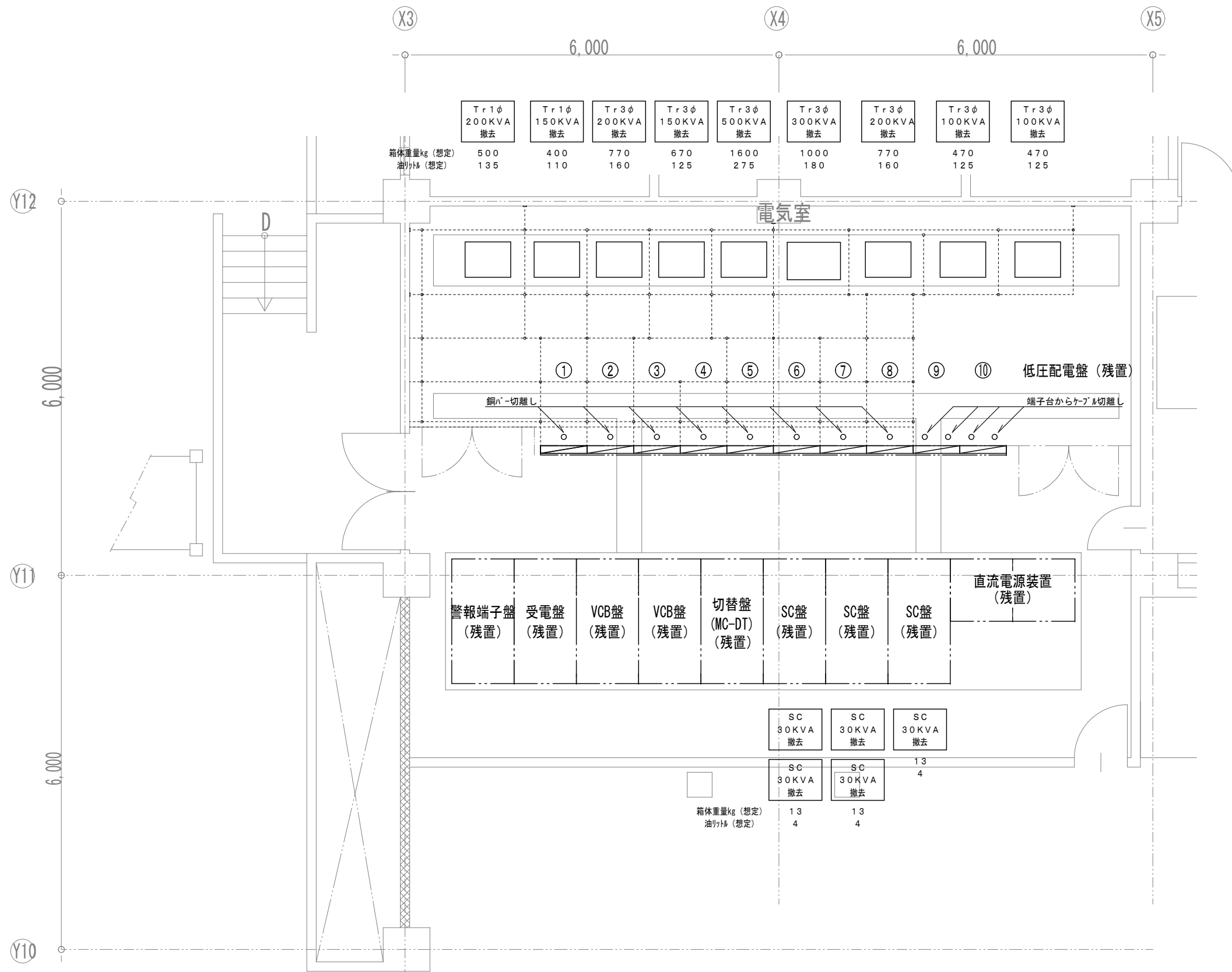
EM-CET200 ⁰ x3	既設低圧配電盤①	ケーブルラック ZM-1000 蓋付
EM-CET250 ⁰ x2	既設低圧配電盤②	
EM-CET200 ⁰ x2	既設低圧配電盤③	
EM-CET325 ⁰	既設低圧配電盤④	
EM-CET250 ⁰ x4	既設低圧配電盤⑤	ケーブルラック ZM-1000
EM-CET325 ⁰ x2	既設低圧配電盤⑥	
EM-CET200 ⁰ x2	既設低圧配電盤⑦・⑧	
EM-CET60 ⁰ x2	既設低圧配電盤⑨	
EM-CET60 ⁰ x2	既設低圧配電盤⑩	

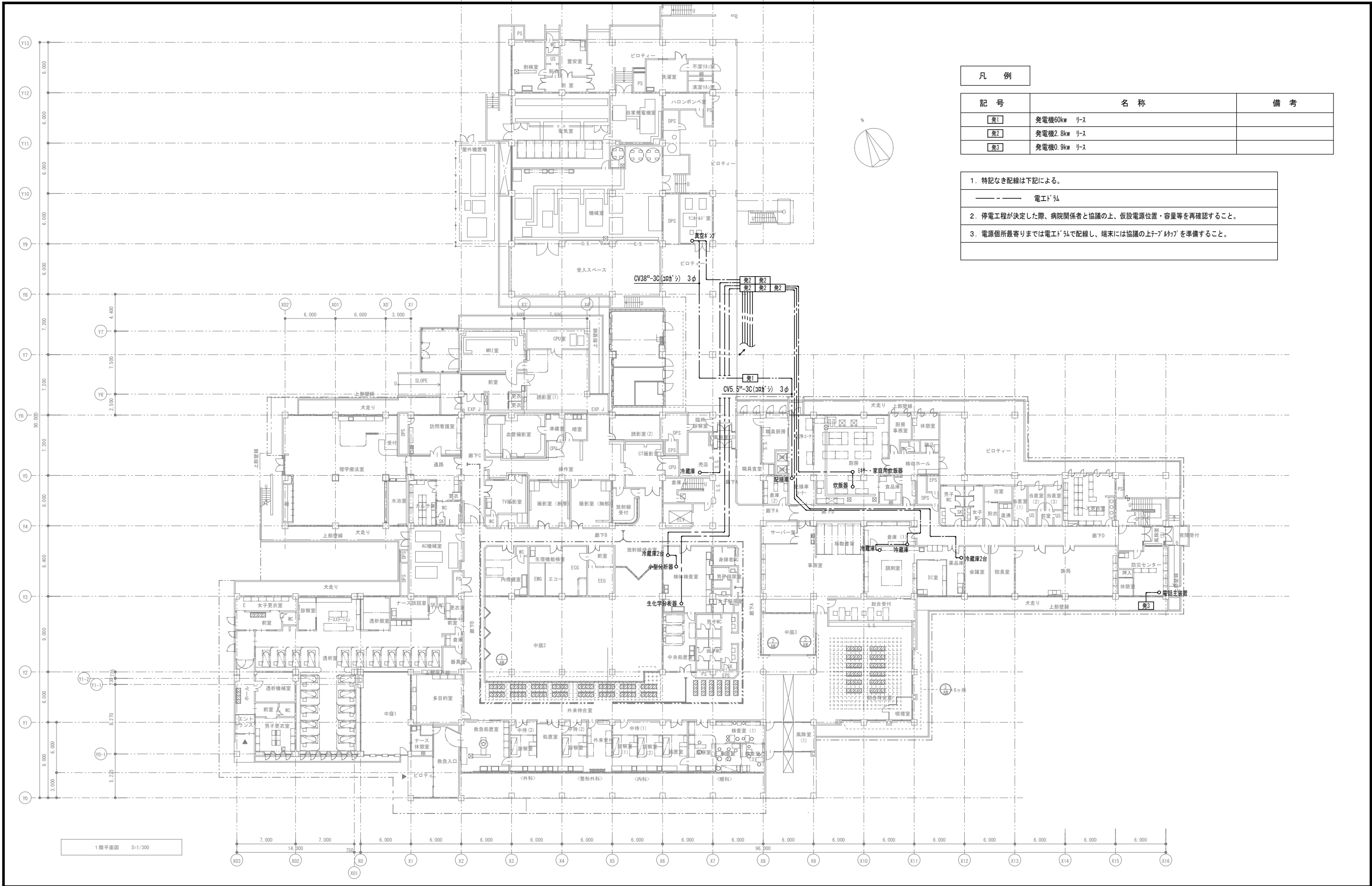
EM-CET200 ⁰ x3	既設低圧配電盤①	コンクリートトラフ
EM-CET250 ⁰ x2	既設低圧配電盤②	
EM-CET200 ⁰ x2	既設低圧配電盤③	
EM-CET325 ⁰	既設低圧配電盤④	
EM-CET250 ⁰ x4	既設低圧配電盤⑤	
EM-CET325 ⁰ x2	既設低圧配電盤⑥	
EM-CET200 ⁰ x2	既設低圧配電盤⑦・⑧	
EM-CET60 ⁰ x2	既設低圧配電盤⑨	
EM-CET60 ⁰ x2	既設低圧配電盤⑩	

6KV EM-CET38 ⁰	コンクリートトラフ内部で離隔	キュービクルより
6KV EM-CET38 ⁰	コンクリートトラフ内部で離隔	既設MC-DTより
EM-CE8 ⁰ -2C	コンクリートトラフ	既設蓄電池制御回路用より
EM-FCPEE1.2-15P	コンクリートトラフ	既設警報端子盤より

6KV EM-CET38 ⁰	(GP70)	キュービクルより
6KV EM-CET38 ⁰	(GP70)	既設MC-DTより
EM-CE8 ⁰ -2C	(GP28)	既設蓄電池制御回路用より
EM-FCPEE1.2-15P	(GP28)	既設警報端子盤より

既設 警報端子盤	既設受電盤 (接続 なし)	既設VCB盤 (接続 なし)	既設VCB盤 (接続 なし)	既設 切替盤 (MC-DT)	既設SC盤 (接続 なし)	既設SC盤 (接続 なし)	既設SC盤 (接続 なし)	既設 直流電源装置
-------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	---------------------	---------------------	--------------





凡例

記号	名称	備考
発1	発電機60kw リース	
発2	発電機2.8kw リース	
発3	発電機0.9kw リース	

- 特記なき配線は下記による。
——— 電工ドラム
- 停電工程が決定した際、病院関係者と協議の上、仮設電源位置・容量等を再確認すること。
- 電源個所最寄りまでは電工ドラムで配線し、端末には協議の上げ「メカ」を準備すること。

1階平面図 S=1/300

<p>亀山市</p>	日付	備考	工事名称	図面内容	縮尺	図面番号
			医療センター受変電設備改修工事	仮設計画 1階平面図	A2: 1/300	E-11

